



税理士法人より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

年金制度への不安が高まっているなか、老後の生活の安定のため、個人年金などの対策を講じている方は少なくないのではないのでしょうか。退職金も老後の生活を支える大きな存在でしょう。今回はそんな退職金積立制度である小規模企業共済という制度をご紹介します。

小規模企業共済とは

小規模企業共済とは、小規模企業の事業主や役員の方が廃業したり、退職した時にその払込期間と金額により共済金を受け取ることが出来る制度です。

国が全額出資している中小企業基盤整備機構(中小機構)という独立行政法人が運営しているため元本保証などの優遇政策があります。

節税対策に

小規模企業共済の掛金は全額が所得控除されます。

最大で月額7万、年額84万まで積み立てることが出来るので仮に84万円の所得税控

除が増えれば84万円に所得税と住民税を合わせた税率分を掛けた金額の税負担が減ることになります。

受取方法は一括と分割又は併用があり、それぞれ退職所得、年金雑所得(公的年金)になり、併用の場合は一括分は退職所得、分割分は年金雑所得になります。

どちらの受取方法においても所得税法上控除を受け取ることができ、支払時と受取時でダブルで節税することが可能となります。

一般的な保険と比べても所得税控除金額が大きいことや元本保証など非常にメリットが大きいです。

ただし、掛金の上限が月7万円と少額なため一般的な保険と併用するのも一つの案です。

小規模企業共済のデメリット

今のところ、メリットばかりのように見える小規模企業共済ですがデメリットがないわけではありません。

契約期間が20年未満になってしまうと一定額の解約手当金は受取ることが出来ませんが

払い込んだ掛金は下回ってしまいます。

掛金の減額を一定の要件のもと行うこともできますが、減額した分は減額時以降運用の対象とならず金利が付かないので掛金を決定する際は気を付けてください。

しかし一定の条件の下での廃業した場合は元本が100%戻ってくる仕組みになっているので元本割れのデメリットはそんなに大きくはないかもしれません。

終わりに

今回は小規模企業共済を簡単にご紹介させていただきました。

従業員数など加入条件に一定の要件があり事業規模が小さい内に入るとメリットがありますので早めに検討することをお勧めいたします。

会社の状況によって、加入条件など注意する点異なってしまうので、ご興味のある方はぜひ弊社までお気軽にご相談ください。



社会保険労務士法人より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

「定年後再雇用者の賃金減額」をめぐる裁判で会社側が逆転勝訴

東京地裁から東京高裁へ

今年5月、東京地裁において、定年後に1年ごとの契約で嘱託社員として再雇用された複数の労働者(トラックドライバー)の職務内容が定年前と変わらないにもかかわらず、会社(長澤運輸)が賃金を約3割引き下げたこと(正社員との賃金格差)は労働契約法第20条の趣旨に反しており違法との判決がありました。

賃金格差について同条(期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止)の違反を認めた判決は過去に例がなく、「通常の労働者と定年後再雇用された労働者との不合理な格差は正に大きな影響を与える画期的な判決である」との評価もあり、人事労務担当者にとっては大きなインパクトのある判決として受け止められました。

その後、会社側が控訴していましたが、11

月2日にその判決が東京高裁でありました。

控訴審における判断は？

控訴審判決において、裁判長は「定年後再雇用での賃金減額は一般的であり、社会的にも容認されている」とし、賃金の引下げは違法だとして差額の支払い等を命じた東京地裁判決を取り消し、労働者側の訴えを棄却しました。

労働者側の弁護士は、「減額が一般的であるとしても通常は職務内容や責任が変わっており、社会的に容認とする根拠は何もない」として、上告する方針を示しています。

賃金の設定には慎重な判断が必要

最高裁まで進む可能性があるため、司法における最終的な判断がどのように確定するのかが不明ですが、「控訴審の判断が妥当」と見る向きが多いようです。

しかし、この事件が定年後再雇用者の処遇についてのこれまでの常識(当然のように賃金の引下げを行うこと)について一石を投じ

たことには間違いはなく、最終的な結論がどちらに転んだとしても、今後、会社としては「定年後再雇用者の処遇」については慎重な判断が求められると言えるでしょう。





会社のトラブルQ&A

法律についての疑問にお答えします



Q 取引先の債権を取得して代金を回収するには？

当社（X社）と取引関係にあるA社が、今月分の代金100万円を現金で支払うことが厳しいとのことで、「A社がB社に対して有する売掛金債権を譲渡することにより現金の支払いに代えてほしい」と申し出てきました。

当社がこの申し出を受けるにあたり、どのような点に注意すべきでしょうか。

A B社との関係のみならず第三者との優劣関係にも注意する必要があります。

債権譲渡契約

A社から債権を取得するには、A社との間で債権譲渡契約を交わすことになります。その際、債権譲渡価格（B社への債権をい

くから買い取るか）については若干の考慮が必要です。B社に十分な資力がない場合、X社はB社から100万円を現実に支払ってもらえないおそれがあります。また、B社からの回収コストを考慮すべき場合も考えられます。このようなりリスクとコストを考慮して、たとえばB社に対する売掛金債権の額面が150万円であっても、これを100万円でX社に譲り渡すという契約内容とするのも十分考えられるところです。

なお、譲り受けようとする債権が法律上譲渡を禁止されたものであるか否かはもちろん、A社とB社間に譲渡禁止特約がないかどうかも確認しておくべきです。このような特約に反して譲り受けたときは、B社に対して譲受けの効力を主張しえないこともありえます。

第三者との優劣関係

債権譲渡に際しては、譲り受けようとする債権に関し、第三者も何らかの権利を有していないかを確認する必要があります。たとえ

ば、この債権に質権が設定されて第三者に対抗するための要件も満たされていたときは、その後にX社が譲り受けたとしても、第三者がX社に優先するため、X社は100万円を回収できないこととなりかねません。

このような優先する第三者の存否は、B社に直接確認するほか債権譲渡登記の有無を確認することにより行うこととなります。

そして、X社としても、譲受け後、A社からB社に対する債権譲渡通または債権譲渡登記（いずれかが第三者への対抗要件となります）がスムーズに行えるよう、その旨債権譲渡契約に組み込んでおくことが不可欠となります。



i お知らせ

汐留パートナーズグループ新事務所設立のご挨拶

林 裕己

9月より、汐留パートナーズに参画しました汐留特許商標事務所の弁理士・林裕己です。この度、ご縁があって土業の専門家集団である汐留パートナーズの一員になれたことを大変うれしく思っております。

さて、馴染みのない方もいらっしゃると思いますが、弁理士とは、特許（発明）や、意匠（物のデザイン）、商標（ブランド）等の知的財産に関する専門家であり、主として出願書類の作成及び出願の代理業務を行っております。今後ともどうぞよろしく願いたします。



12月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞ [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
＜前月以降に一括有期事業を開始している場合＞ [労働基準監督署]
- 特例による住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

31日

- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）
＜雇入れ・離職の翌月末日＞ [公共職業安定所]

本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで

- 年末調整による源泉徴収所得税の不足額徴収繰延承認申請書の提出 [給与の支払者（所轄税務署）]
- 給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出 [給与の支払者（所轄税務署）]